

河南町消防施設の維持管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域消防の強化をはかるため、町から地区へ貸与した消防施設の維持管理について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「消防施設」とは、次に掲げるものをいう。

小型動力ポンプ1台(照明工具付)

付 属 品 一式(吸水管6m1本・ストレーナ1ケ・ちりよけ籠1ケ
吸水管ロープ1本・吸水管枕木1ケ・消火栓中継用
金具1ケ・消火栓開閉金具1本・吸水管マジックバ
ンド2ケ)

(消防施設の維持管理)

第3条 消防施設の整備が行われた地区は、善良なる管理者の注意をもって貸与された消防施設を維持管理するものとし、正当な理由なくしてその機能を喪失し、又は減少させてはならない。

(消防施設の維持管理に対する補助)

第4条 町は、地区が維持管理している消防施設の補修に対して、消防施設維持管理補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

2 補助金の交付に関しては、河南町補助金交付規則(平成14年河南町規則第13号。)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助額)

第5条 前条の補助金の額は、1地区につき年間5万円を限度として、予算の範囲内において町長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地区の代表者(以下「申請者」という。)は、消防施設維持管理補助金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に消防施設の補修に要する見積書の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにその適否を決定するものとする。

2 町長は、補助金を交付することを決定したときは、消防施設維持管理補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、消防施設維持管理補助金交付不決定通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告及び交付請求)

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、消防施設維持管理補助金実績報告書(様式第4号。以下「報告書」という。)により、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、消防施設維持管理補助金交付請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)により町長に請求しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の規定により報告書及び請求書の提出を受けたときは、当該報告書及び請求書の内容を精査し、適当と認めるときは、消防施設維持管理補助金交付確定通知書(様式第6号)を通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 虚偽の申請等により、不正に補助金の交付を受けた場合は、町長はその補助金の全額を返還させるものとする。

附 則

1. この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

2. この要綱の施行前に整備した消防施設については、この要綱により整備した消防施設とみなす。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。